

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

生前に払い戻された預貯金について

亡くなられた方(被相続人)の預貯金口座から被相続人の生前に預貯金が払い戻され、死後にそれが判明して、相続人間で争いになることがあります。

具体的には、相続人の一部の者が原告となり、他の相続人を被告として、被相続人が被告に対し有していた不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得に基づく返還請求権を原告が相続したとして、原告の相続分に相当する額の支払を求める訴訟が提起されることがあります。

この請求が認められるためには、①被相続人の預貯金が存在し、それが払い戻されたこと、②被相続人の預貯金を払い戻したのが被告であること、③被告が預貯金の払戻権限を有していたとは言えないこと、④預貯金の払戻金が正当な用途に使用されたとは言えないことが認められる必要があるとされています(但し、見解の対立はあります)。

不法行為に基づく損害賠償請求が認められる要件は、(1)権利利益の侵害、(2)故意又は過失による加害行為、(3)損害の発生、(4)加害行為と損害発生との因果関係です(民法709条)。この事案に即して言えば、上記①と③により(1)被相続人の権利利益の侵害が認められ、上記②により(2)被告による故意又は過失の加害行為が認められ、上記①と④により(3)被相続人の損害の発生が認められることとなります。

不当利得に基づく返還請求が認められる要件は、(1)損失、(2)利得、(3)損失と利得との因果関係、(4)利得に法律上の原因がないことです(民法703条)。この事案に即して言えば、上記①と④により(1)被相続人の損失が認められ、上記②と④により(2)被告の利得が認められ、上記③により(4)法律上の原因の不存在が認められることとなります。

前記③の被告の預貯金の払戻権限は、被相続人から被告に対する有効な承諾・同意・委託等の授権行為がある限り、被告がその範囲内で被相続人の預貯金を払い戻すことは不法行為や不当利得にならないというものです。

その前提として、被相続人が認知症により意思無能力状態に陥っていたのであれば、その承諾等は無効であり、事務管理(民法697条)等の他の正当化事由がない限り、不法行為や不当利得が成立することになります。

被告が被相続人の通帳やキャッシュカードを管理している状態が継続していたときには、被相続人の財産の管理が一定の範囲で被告に授権されていたと推認できる場合もありますが、預貯金の払戻について包括的な授権がされていたと直ちに認められるわけではなく、被告が預貯金を払い戻した目的が合理的なものと言えるか否か、被相続人の生活状況と払戻額との関係、被相続人の心身の状態や被相続人への報告状況等から被相続人が当該払戻行為を認めていたと言えるか否か等の事情に照らして、どの範囲で預貯金の払戻行為の授権がされていたかを検討する必要があります。

前記④の払戻金の用途については、払戻金の着服や私的流用等がなされ、被相続人の財産状態に実質的な不利益が生じた場合に、不法行為や不当利得になるというものです。

被告としては、可能な限り、預貯金の用途を特定し、裏付け資料を提出する必要があります。被告が被相続人に渡したと主張する場合には、被相続人の資金需要と払戻額との関係等が問題になります。被告が被相続人から贈与を受けたと主張する場合には、遺産分割や遺留分における「特別受益」という新たな問題が出てきますので、留意が必要です。